第９章　　水防施設及び輸送

第９章　　水防施設及び輸送

第１節　水防倉庫及び水防資器材

１　市内の水防倉庫における備蓄資器材基準は次のとおりである。

品　名、規　格		単 位	数 量	品　名、規　格		単 位	数 量
器材	スコップ	丁	20	資材	杭木(長 0.6～1m末口 5～9cm) 又は鉄筋杭（径 16mm以上）	本	300
	掛　　矢	〃	5		土のう袋	袋	500
	ペ ン チ	〃	5		ビニールシート	枚	60
	お　　の	〃	5		縄(110～140m／巻)	巻	20
	鋸	〃	5		鉄線（#10）	kg	20
	鎌	〃	5		大型土のう袋 （ｒ1.0m×ｈ1.1m）程度	袋	50

（備考）

１　上記の他、水防工法上必要な資機器材若干量も備蓄しておくこと。

２　低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体において適当に土砂を備蓄すること。

３　資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

４　仮水防倉庫にも適用する。

２　水防資材取扱要領

（１）資材の使用に際しては､水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。

（２）資材の受払いについては、帳簿へ常に記入しておかなければならない。

３　水防倉庫

水防本部長は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要に応じて各地区に水防倉庫及び水防資材を設置し、一定基準の水防資材を常時備蓄しておくものとする。

倉　庫　名	所　在　地	管　理　者
桜木水防倉庫	郡山市桜木二丁目 8	郡山市
安積町水防倉庫	〃　安積一丁目 38	〃
日和田町水防倉庫	〃　日和田町字広野入 5－1	〃
郡山市水防センター	〃　富久山町久保田字中台 12	〃

第２節　水防倉庫の資器材備蓄状況

１　備蓄資器材状況一覧

（１）　水防倉庫並びに備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄 器材										備蓄資材								照明器具	拡声器	携帯無線機
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	掛矢 丁	スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	大型土のう袋 枚	ビニルシート 枚	縄 巻	ロープ 巻	坑木 本	鉄線 kg	台	台	台
①	県中	逢瀬川	郡山市長	郡山市桜木二丁目８	6	3	6	5	30	5	5	2	5	5	500	100	60	75	20	25	300	20			
②	〃	笹原川	〃	〃　安積一丁目38	3	3	5	5	20	5	5	2	7	5	500	100	50	80	40		300	20		5	1
③	〃	阿武隈川	〃	〃　日和田町字広野入 5-1	8	4	1	5	20	5	5	2	5	5	700		50	100	20	5	450	20		2	1
④	〃	阿武隈川	〃	〃　富久山町久保田字中台 12	10	3	10	5	20	5	6	2	5	6	500	20	60	150	20	50	300	160			

（２） 仮水防倉庫並びに備蓄器材・資材一覧

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄				器材						備蓄資材								照明器具	拡声器	携帯無線機
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	掛矢 丁	スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	大型土のう袋 枚	ビニルシート 枚	縄 巻	ロープ 巻	坑木 本	鉄線 kg	照明器具 台	拡声器 台	携帯無線機 台
①	県中	黒石川	郡山市長	郡山市中田町下枝 字久保 202	2	1	5	5	20	5	5	1	6	5	500		50	70	20	1	300	20	1	1	1
②	〃	天神川	〃	〃 西田町三町目 字桜内 259	2	1	3	5	20	5	5	1	5	8	500	540	50	60	20	15	300	20			1
③	〃	逢瀬川	〃	〃 富久山町福原 字泉崎 181-1	1	3	3	5	20	5	5	1	5	5	500	1,200	50	90	20	15	300	25			1
④	〃	谷田川	〃	〃 田村町岩作 字穂多礼 72	2	2	2	5	20	5	5	2	5	5	500		50	60	20		300	20	1	1	1

（３）県水防倉庫水防備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄				器材						備蓄資材								照明器具	拡声器	携帯無線機
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	掛矢 丁	スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	大型土のう袋 枚	ビニルシート 枚	縄 巻	ロープ 巻	坑木 本	鉄線 kg	台	着	台
①	県中	黒石川外６河川	県中建設事務所長	郡山市田村町岩作字穂多礼 249-3	20		15	20	120	15	10	10	36	20	15,000		100	250	100	15	1,350	475	3	1	

第３節　緊急時の水防資器材調達

水防管理者は､水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省福島河川国道事務所郡山維持出張所長又は福島県県中建設事務所長に電話で承認を受けるものとする。

その他、使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の水防資材取扱業者と水防資材調達について協議しておくものとする。

なお、水防実施区隊において現地状況の急変等により水防管理者に要請する時間的余裕がないときは、当該地区隊長は当該地域の業者等により調達するものとする。

この場合は事後において、その旨を水防管理者あてに報告するものとする。

調達可能水防資材調書

	土のう袋(枚)	麻　　袋（枚）	玉　　縄（巻）	鉄　　線（kg）	杭　　木（本）	ビニールシ　ー　ト（枚）	ロ　ー　プ（巻）
数　　量	20,000	1,000	50	250	400	500	300
取扱業者名	㈱有明、こいせ屋商店、京和商事、トーアン㈱、郡司材木㈱、笠原木材工業㈱、(有)安達屋金物店						

第４節　輸送の確保

１　水防資器材の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。

２　水防資器材の輸送の際は、主に下記の道路を使用し、速やかな輸送を心がける。

なお、渋滞や浸水により通行が困難な場合はこの限りではない。

・一般国道・・・国道 4 号バイパス、国道 49 号、国道 288 号

・一般県道・・・須賀川二本松線、河内郡山線、田村安積線　等

・主要地方道・・荒井郡山線、郡山停車場線、小野郡山線、二本松金屋線　等

緊急のため、運搬車両の不足が生じやむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合は警察署等に連絡応援を求めるものとする。